

日時・場所	令和8年1月13日（火）9時00分～ 庁議室
出席者	櫻本市長、北脇教育長、辻議会事務局長、井狩政策調整部長、小池政策調整部政策監、川尻総務部長、西村市民部長、井出健康福祉部長、北田健康福祉部政策監、駒井健康福祉部政策監、布施都市建設部長、中塚環境経済部長、田中教育部長、飯田上下水道所長、事務局

## 1. 開会

<市長指示事項等>

- ・1月11日に、野洲市総合体育館にてはたちのつどいが举行された。年明けに発生した停電の影響で開催が危ぶまれたが、無事復旧し、多くの職員の協力のもと開催できたことに感謝する。

## 2. 議題

### 【審議事項】

#### ① 野洲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について

行政の高度化、多様化が進展する中で、これらの変化に的確に対応するためには、多種多様な人材を確保・活用する必要がある。このような観点から、公務に有用な専門的知識や経験を有する者、業務量が一時的に増加する場合や市民サービスの提供体制を充実させる場合などに即戦力となる者など、任期を定めた職員の採用等に関する必要事項について、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、制定する。

→特に意見・議論はなかった。

#### ② 野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

本条例の行政委員会（選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会、監査委員）委員の報酬の額については、長年にわたり据え置かれ、県内各市と比較しても低い水準となっている。このため、野洲市特別職報酬等審議会条例に基づき審議会を開催し、本審議会からは職務の重要性と社会的責任を総合的に勘案し、適切な人材確保を図るためには、近隣自治体の報酬の額とのバランスを考慮し、報酬の額を引き上げることが適当との答申がされた。ついては、この答申を踏まえ所要の改正を行う。

<共有>

- ・今回は行政委員会の額を改定するもので、他の委員については個別に対応されている。

#### ③ 野洲市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

国家公務員等の旅費に関する法律の改正が令和7年4月1日に施行されたことを受け、国または滋賀県との均衡を図る観点から、国または滋賀県に準じ、所要の改正を行う。

<共有>

- ・市議会議員の議員報酬等に関する条例について、議会で検討していただいております。場合によっては本条例を反映する可能性がある。

④ 野洲市立保育所条例を廃止する条例について

令和8年4月1日から、野洲市立野洲第三保育園を民間移管することに伴い、3月31日をもって野洲市立の保育所がなくなることから、野洲市立保育所条例の廃止及び野洲市重要な公の施設の廃止または独占利用に関する条例の改正を行う。

<共有>

- ・保育所は野洲市重要な公の施設の条例の中で、特に重要な公の施設になっていることから、可決されるには議員の3分の2以上の賛成が必要になる。

⑤ 野洲市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例について

令和8年3月31日をもって、野洲市立の保育所がなくなることから、関連する条例の名称変更等を行う。

→特に意見・議論はなかった。

⑥ 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

令和8年4月1日から、野洲市立野洲第三保育園を民間移管することに伴い、3月31日をもって野洲市立の保育所がなくなることから、野洲市附属機関設置条例の一部改正を行う。

→特に意見・議論はなかった。

⑦ 野洲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

子ども・子育て支援法の改正により、特定乳児等通園支援事業（通称、こども誰でも通園制度）が創設されることから、令和8年4月1日から事業を開始するにあたり、運営に関する基準の規定を整備し、条例を制定する。

→特に意見・議論はなかった。

⑧ 野洲市立保育所における延長保育、野洲市立幼稚園における預かり保育等並びに野洲市立幼保連携型認定こども園における延長保育及び預かり保育に関する費用徴収条例の一部を改正する条例について

令和8年3月31日をもって、野洲市立の保育所がなくなることから、関連する条例の規定の削除を行う。また、令和8年4月1日から、特定乳児等通園支援事業を野洲市立幼保連携型認定こども園で実施することから、利用者負担を条例上で位置づける。

→特に意見・議論はなかった。

【報告事項】

① 第2次野洲市総合計画後期基本計画（案）に係るパブリックコメントの結果について

令和7年11月26日（水）～令和7年12月16日（火）の期間で実施した「第2次野洲市総合計画 後期基本計画（案）」に係るパブリックコメントの結果について、3件（2名）の意見が提出されたので、報告する。

→特に意見・議論はなかった。

② 予備費充用一覧について

令和8年1月4日（日）に発生した総合体育館敷地内の高圧ケーブル地絡（漏電）による停電への緊急対応のため、予備費を充用する。

<共有>

・地絡した高圧ケーブルは約100mあり、体育館の地下を通っていたが、水トリー現象が起きたことにより、絶縁性能の低下を招き、破断となった。これに係る工事の内容は、高圧ケーブルの入れ替え、開閉器の交換である。なお、ケーブルは既に交換済みで電気は通っているが、開閉器については部品が届き次第交換するものである。

③ 委任専決処分の報告について

昨年9月に発生した公用車の接触事故に関する和解と損害賠償の額を定める委任専決処分について報告する。

→特に意見・議論はなかった。

④ 第5次野洲市人権施策基本計画に係るパブリックコメントの結果について

令和7年11月26日（水）～令和7年12月16日（火）の期間で実施した「第5次野洲市人権施策基本計画（案）」に係るパブリックコメントの結果について、意見の提出はなかった。

→特に意見・議論はなかった。

⑤ 第5次野洲市男女共同参画行動計画男女共同参画プランやす（案）に係るパブリックコメントの結果について

令和7年11月26日（水）～令和7年12月16日（火）の期間で実施した「第5次野洲市男女共同参画行動計画男女共同参画プランやす（案）」に係るパブリックコメントの結果について、11件（2名）の意見が提出されたので、報告する。

→特に意見・議論はなかった。

⑥ 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

非常勤消防団員等に係る損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の定める基準に従い、各市町村が条例で定める額に基づき行うこととなっており、基準政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額の改正を行う。

<共有>

・条例の改廃について、「令和7年度野洲市庁議に関するガイドライン」において、国の法改正による条例改廃等、政策的な協議が不要なものは「報告事項」に付議すると整理している。

⑦ 野洲市スポーツ推進計画の時点修正（案）に係るパブリックコメントの結果について

令和7年11月26日（水）～令和7年12月16日（火）の期間で実施した「野洲市スポーツ推

進計画の時点修正（案）」に係るパブリックコメントの結果について、意見の提出はなかった。

→特に意見・議論はなかった。

⑧ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要について

令和8年度から、保育所等において、満3歳未満のこども（保育所等利用児除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業である「こども誰でも通園制度」が実施されるに伴い、本市における当該事業の実施内容について報告する。

→特に意見・議論はなかった。

⑨ 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（第4期）からの提言について

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会の第4期委員会では、学童保育料の検証、近年の物価高騰を踏まえた間食費の見直しの検討等が行われ、市が提言を受けたことから、その内容について報告する。

<共有>

- ・文書の体裁について、読み手が理解しやすいように修正する。

⑩ 第3次野洲市住生活基本計画（案）に係るパブリックコメントの実施について

本市は、「住みごごちのよい安心・快適なまちやす」を基本理念とした「第2次野洲市住生活基本計画」を平成28年3月に策定し、総合的に住宅施策を推進してきた。このたび、計画期間が本年度末（令和8年3月）をもって終了することから、次の10年を見据えた「第3次野洲市住生活基本計画（案）」を取りまとめた。ついては、計画の内容をより良いものにするため、この計画（案）に関して、広く周知し、意見の募集（パブリックコメント）を実施する。

<共有>

- ・市営住宅の管理については、市で管理可能な戸数である。
- ・本計画は総花的な計画であったことから、今回の見直しに当たり、基本目標を3つに整理した。また、本計画は国及び県の関連する計画を参照し、他市の施策の位置づけを踏まえたものである。なお、他の計画との整合性については各課と協議し、整理した。

⑪ 野洲市商工業振興基本計画中間見直し（案）に係るパブリックコメントの実施について

野洲市商工業振興基本計画が今年度で策定から5年目を迎えることから、このたび、中間見直しを実施した。当該計画は令和3年度から令和12年度を計画期間とし、野洲市の商工業において、これまでの課題を検討するとともに、地域経済の持続的な発展及び市民生活の質の向上を図ることを目的に中間見直しを行うことから、この計画中間見直し（案）に関して、広く周知し、意見の募集（パブリックコメント）を実施する。

<共有>

- ・12月15日開催の部長会議で指摘された箇所を修正した。1点目は第5章「基本目標と実施政策」について、商工業振興計画の推進に向け各団体との連携を図る観点から、各項目の実施主

体の欄を修正した。2点目は本計画案に対し各部局への確認依頼が出来ていなかったことから、早急に確認依頼を行い、各部局から確認いただいた内容を反映している。主なものとして、第5章「基本目標と実施政策」のうち、「基本目標1 企業立地・事業者支援の推進」「指標Ⅱ.企業活動を活性化させる環境整備」の一つの項目である、野洲駅前の活性化については、野洲駅の北口・南口を問わず、野洲駅周辺等の「にぎわい」を創出するという内容で修正した。また、同じく第5章のうち、「基本目標2 地域主体の連携と地元経済の好循環の創出」「指標Ⅰ.地域の連携と伴走支援」について、当初は教育機関と企業との連携という表現だったが、具体的に高専と企業との連携という表現に修正した。

⑫ 「上下水道料金の改定」にかかる答申について

野洲市上下水道事業運営委員会では、野洲市の水道事業及び下水道事業の運営を適切かつ円滑に遂行するために必要な事項等について、市長の諮問を受け調査審議を行ってきた。今回、答申が行われたため報告する。

<意見>

- ・下水道料金については、10年後（令和16年度）まで黒字見込みであり、物価高騰に言及せずとも黒字の見込みであることから、物価高騰は全体の改定率を鑑みる根拠としてはどうか。

⑬ 野洲市下水道条例の一部を改正する条例について

令和6年能登半島地震では個人が管理する排水設備等が破損したことや指定工事店自身も被災したことにより、排水設備等の復旧が遅れることになったため、令和7年4月22日付国水企第6号で国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課長通知に基づき他の下水道事業者が指定した指定工事店による排水設備工事の実施を可能とするための改正を行う。

→特に意見・議論はなかった。

⑭ 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

令和6年能登半島地震では個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ家庭で水が使用できない状況が長期化したため、令和7年4月22日付国水水第28号で国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知に基づき他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とするための改正を行う。また、併せて水道事業の持続可能な運営を行うため水道料金の改定を行う。

→特に意見・議論はなかった。

⑮ 第4期野洲市教育振興基本計画（案）に係るパブリックコメントの結果について

令和7年11月26日（水）～令和7年12月16日（火）の期間で実施した「第4期野洲市教育振興基本計画（案）」に係るパブリックコメントの結果について、14件（3名）の意見が提出されたので、報告する。

→特に意見・議論はなかった。

⑯ 全員協議会への提出事項について

令和8年1月20日(火)開催の全員協議会に報告事項14件、連絡事項9件を提出する。

3. 次回部長会議の予定

1月19日(月)9時00分～ 庁議室

4. 閉会